

現 行 (平成24年4月修正)	頁	改 正 案																
<p>(題名) 風水害・原子力等災害対策計画</p> <p>第1編 総則 第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 市 (6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧を行う。 (追加)</p> <p>2 県関係機関 (1) 県 (追加) サ・シ・ス・セ・ソ・タ・チ・ツ・テ・ト・ナ・ニ</p> <p>4 指定公共機関 (4) 日本赤十字社 エ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資(毛布、緊急セット、お見舞品セット等)を被災者のニーズに応じて配分する。 なお、配分に当たっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="201 1024 1261 1213"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>自主防災組織</td> <td>2 自主防災組織における措置</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 防災協働社会の形成推進 1 市における措置 (3) 業務継続計画の策定 市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <table border="1" data-bbox="186 1539 1261 1585"> <tr> <td>実施担当</td> <td>消防総務課、福祉課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>第3節 企業防災の促進 1 企業における措置 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の防災活動の推進に努めるものとする。</p>	区 分	機関名	主な措置	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	自主防災組織	2 自主防災組織における措置	実施担当	消防総務課、福祉課、危機管理課	<p>4</p> <p>6</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>13</p>	<p>(題名) 風水害・原子力等災害対策計画</p> <p>第1編 総則 第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 市 (6) 災害時の医療、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (17) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。</p> <p>2 県関係機関 (1) 県 (追加) サ 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 シ・ス・セ・ソ・タ・チ・ツ・テ・ト・ナ・ニ・ヌ (略)</p> <p>4 指定公共機関 (4) 日本赤十字社 エ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資(毛布、緊急セット等)を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分に当たっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1662 1024 2721 1213"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>自主防災組織</td> <td>2 地域の実情に応じた防災活動の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 防災協働社会の形成推進 1 市における措置 (3) 業務継続計画の策定 市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。 また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <table border="1" data-bbox="1647 1539 2721 1585"> <tr> <td>実施担当</td> <td>消防総務課、予防課、福祉課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>第3節 企業防災の促進 1 企業における措置 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施する等の防災活動の推進に努めるものとする。</p>	区 分	機関名	主な措置	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施	実施担当	消防総務課、予防課、福祉課、危機管理課
区 分	機関名	主な措置																
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	自主防災組織	2 自主防災組織における措置																
実施担当	消防総務課、福祉課、危機管理課																	
区 分	機関名	主な措置																
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施																
実施担当	消防総務課、予防課、福祉課、危機管理課																	

現 行 (平成24年4月修正)	頁	改 正 案																
<p>第3章 事故・火災等予防対策</p> <p>第4節 放射性物質及び原子力災害予防対策</p> <p>5 災害に関する知識の習得及び訓練等</p> <p>放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。</p> <p>(2) 県と中部電力株式会社との連絡会の設置</p> <p>県と中部電力株式会社は、「<u>中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書</u>」に基づく連絡会を定期的に開催し、相互の連携強化を図るものとする。</p> <p>(3) 情報伝達訓練の実施</p> <p>中部電力株式会社は、県との間で、中部電力株式会社浜岡原子力発電所の異常時における情報伝達訓練を定期的に開催するものとする。</p> <p>また、県は、関係機関との間で、中部電力株式会社から提供を受けた原子力発電所に係る情報について、情報伝達訓練を定期的に開催するものとする。</p> <p>第4章 建築物の安全化</p> <p>第1節 交通・ライフライン関係施設対策</p> <p>6 ガス施設</p> <p>(5) 協力体制の確立</p> <p>(社)日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。</p> <p>第7章 防災施設等の整備</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="201 1087 1264 1241"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防災施設・設備及び災害用資機材の整備</td> <td>市、防災関係機関</td> <td>1(1)・(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>関</td> <td>1(3)・(4) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 市、防災関係機関における措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第8章 避難者・災害時要援護者対策</p> <p>基本方針</p> <p>市は、災害時要援護者についての平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導體制の整備等の際には、災害時要援護者の避難対策に関する検討会(内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省)作成の「<u>災害時要援護者の避難支援ガイドライン</u>」を踏まえ、県が作成している「<u>市町村災害時要援護者支援体制マニュアル</u>」に沿ってそれぞれ策定に努めるものとする。</p> <p>主な機関の措置</p>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	市、防災関係機関	1(1)・(2) (略)	関	1(3)・(4) (略)	<p>22</p> <p>23</p> <p>29</p> <p>40</p> <p>42</p>	<p>第3章 事故・火災等予防対策</p> <p>第4節 放射性物質及び原子力災害予防対策</p> <p>5 災害に関する知識の習得及び訓練等</p> <p>放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。</p> <p>県は、<u>中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下、「4原子力事業者」という。)</u>と連携して、他の防災関係機関に適宜情報提供を行う。</p> <p>(2) 県と4原子力事業者との情報交換等の実施</p> <p>県と4原子力事業者は、<u>情報連絡体制に係る各合意内容に基づき、情報交換会等を適宜実施し、相互の連携強化を図るものとする。</u></p> <p>(3) 情報伝達訓練の実施</p> <p>県は、<u>4原子力事業者が行う原子力発電所又は原子炉施設の異常時における情報伝達訓練と連携して、関係機関への情報伝達訓練を実施するものとする。</u></p> <p>第4章 建築物の安全化</p> <p>第1節 交通・ライフライン関係施設対策</p> <p>6 ガス施設</p> <p>(5) 協力体制の確立</p> <p><u>一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。</u></p> <p>第7章 防災施設等の整備</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1665 1087 2727 1241"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">防災施設・設備及び災害用資機材の整備</td> <td rowspan="3">市、防災関係機関</td> <td>1(1)・(2) (略)</td> </tr> <tr> <td><u>1(3) 防災中枢機能の充実</u></td> </tr> <tr> <td>1(4)・(5) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 市、防災関係機関における措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>防災中枢機能の充実</u></p> <p><u>保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第8章 避難者・災害時要援護者対策</p> <p>基本方針</p> <p>市は、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。その際には、災害時要援護者の避難対策に関する検討会(内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省)作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」を活用するものとする。</u></p> <p>主な機関の措置</p>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	市、防災関係機関	1(1)・(2) (略)	<u>1(3) 防災中枢機能の充実</u>	1(4)・(5) (略)
区分	機関名	主な措置																
防災施設・設備及び災害用資機材の整備	市、防災関係機関	1(1)・(2) (略)																
	関	1(3)・(4) (略)																
区分	機関名	主な措置																
防災施設・設備及び災害用資機材の整備	市、防災関係機関	1(1)・(2) (略)																
		<u>1(3) 防災中枢機能の充実</u>																
		1(4)・(5) (略)																

現 行 (平成24年4月修正)	頁	改 正 案																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 75%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 避難道路の確保と交通規制計画</td> <td>市、警察、避難措置の実施者</td> <td>1(1) 避難道路の通行確保 1(2) 避難道路の選定 1(3) 広域避難場所及び周辺道路の交通規制</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 避難所の整備 1 市における措置 (3) 避難者が備えるべき設備の整備 避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>第3節 避難道路の確保と交通規制対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">実施担当</td> <td>交通防犯課、道路課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>1 市、警察及びその他避難措置の実施者における措置 (3) 広域避難場所及び周辺道路の交通規制 被災時における混乱を防止し、避難を容易にするため、警察署は次により広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。 ア 広域避難場所内にある道路は駐車規制をする。 イ 広域避難場所周辺の幅員3.5m以上の道路は、避難場所200m以内を駐車規制する。 ウ 広域避難場所周辺の幅員3.5m未満の道路は原則として車両通行禁止とする。 エ 上記以外の道路については、広域避難場所から流出方向への一方通行、指定方向外進行禁止及び歩行者用道路等により車両の通行を抑制する。</p> <p>第9章 広域応援体制の整備 基本方針 市等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 75%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 広域応援体制の整備</td> <td>市</td> <td>1 相互応援協定の締結</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>2 要請手続等の整備</td> </tr> <tr> <td>第3節 救援隊等による協力体制の整備</td> <td>市</td> <td>1(1) 緊急消防援助隊 1(2) 広域航空消防応援 1(3) 愛知県広域消防相互応援協定</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 資料の整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">実施担当</td> <td>消防総務課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>第2節 広域応援体制の整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">実施担当</td> <td>消防総務課、危機管理課、関係各課</td> </tr> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第3節 避難道路の確保と交通規制計画	市、警察、避難措置の実施者	1(1) 避難道路の通行確保 1(2) 避難道路の選定 1(3) 広域避難場所及び周辺道路の交通規制	実施担当	交通防犯課、道路課、危機管理課	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第2節 広域応援体制の整備	市	1 相互応援協定の締結	防災関係機関	2 要請手続等の整備	第3節 救援隊等による協力体制の整備	市	1(1) 緊急消防援助隊 1(2) 広域航空消防応援 1(3) 愛知県広域消防相互応援協定	実施担当	消防総務課、危機管理課	実施担当	消防総務課、危機管理課、関係各課	<p>4 2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 75%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 避難道路の確保と交通規制計画</td> <td>市、警察、避難措置の実施者</td> <td>1(1) 避難道路の通行確保 1(2) 避難道路の選定 (削除)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 避難所の整備 1 市における措置 (3) 避難者が備えるべき設備の整備 避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、<u>空調・洋式トイレなど災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</u>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>第3節 避難道路の確保と交通規制対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">実施担当</td> <td>交通防犯課、道路課、危機管理課、<u>協働推進課、市政戦略課</u></td> </tr> </table> <p>1 市、警察及びその他避難措置の実施者における措置 (削除)</p> <p>4 5</p> <p>第9章 広域応援体制の整備 基本方針 市等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等、広域的な応援体制の整備を図るものとする。<u>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</u></p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 75%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 広域応援体制の整備</td> <td>市</td> <td>1(1)相互応援協定の締結 1(2)防災活動拠点の確保</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>2 要請手続等の整備</td> </tr> <tr> <td>第3節 救援隊等による協力体制の整備</td> <td>市</td> <td>1(1) 緊急消防援助隊 1(2) 広域航空消防応援 1(3) 愛知県内広域消防相互応援協定</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 資料の整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">実施担当</td> <td>危機管理課、消防総務課</td> </tr> </table> <p>第2節 広域応援体制の整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">実施担当</td> <td>危機管理課、消防総務課、関係各課</td> </tr> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第3節 避難道路の確保と交通規制計画	市、警察、避難措置の実施者	1(1) 避難道路の通行確保 1(2) 避難道路の選定 (削除)	実施担当	交通防犯課、道路課、危機管理課、 <u>協働推進課、市政戦略課</u>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第2節 広域応援体制の整備	市	1(1)相互応援協定の締結 1(2)防災活動拠点の確保	防災関係機関	2 要請手続等の整備	第3節 救援隊等による協力体制の整備	市	1(1) 緊急消防援助隊 1(2) 広域航空消防応援 1(3) 愛知県内広域消防相互応援協定	実施担当	危機管理課、消防総務課	実施担当	危機管理課、消防総務課、関係各課
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																													
第3節 避難道路の確保と交通規制計画	市、警察、避難措置の実施者	1(1) 避難道路の通行確保 1(2) 避難道路の選定 1(3) 広域避難場所及び周辺道路の交通規制																																													
実施担当	交通防犯課、道路課、危機管理課																																														
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																													
第2節 広域応援体制の整備	市	1 相互応援協定の締結																																													
	防災関係機関	2 要請手続等の整備																																													
第3節 救援隊等による協力体制の整備	市	1(1) 緊急消防援助隊 1(2) 広域航空消防応援 1(3) 愛知県広域消防相互応援協定																																													
実施担当	消防総務課、危機管理課																																														
実施担当	消防総務課、危機管理課、関係各課																																														
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																													
第3節 避難道路の確保と交通規制計画	市、警察、避難措置の実施者	1(1) 避難道路の通行確保 1(2) 避難道路の選定 (削除)																																													
実施担当	交通防犯課、道路課、危機管理課、 <u>協働推進課、市政戦略課</u>																																														
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																													
第2節 広域応援体制の整備	市	1(1)相互応援協定の締結 1(2)防災活動拠点の確保																																													
	防災関係機関	2 要請手続等の整備																																													
第3節 救援隊等による協力体制の整備	市	1(1) 緊急消防援助隊 1(2) 広域航空消防応援 1(3) 愛知県内広域消防相互応援協定																																													
実施担当	危機管理課、消防総務課																																														
実施担当	危機管理課、消防総務課、関係各課																																														

現 行 (平成24年4月修正)	頁	改 正 案												
<p>1 市における措置 市は、市域に係る災害について適切な応援措置を実施するため災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣等について応援協定を締結するよう努める。 また、既に締結されている応援協定のほか、愛知県を通じて県外の消防機関に対して応援を求めることができるようにしている。</p> <p>第3節 救援隊等による協力体制の整備 1 市における措置 (3) 愛知県広域消防相互応援協定 市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。</p> <p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 第1節 防災訓練の実施</p> <table border="1" data-bbox="192 835 1261 882"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、総務課、予防課、消防署</td> </tr> </table> <p>2 県及び市等における措置 防災思想の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。従って防災関係機関が中心となって公共的団体、民間協力団体、学校及び地域住民等あらゆる機会をとらえて科学的かつ計画的な図上又は実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の練磨を図る。 訓練の実施に当たっては、被害の想定を明確にする等、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。</p> <p>(4) 訓練の検証 県及び市は、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるものとする。</p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <table border="1" data-bbox="192 1365 1261 1411"> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広報課、総務課、教育庶務・学校教育課、危機管理課、消防署</td> </tr> </table> <p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢(組織の動員配備) 基本方針 これらに伴う災害の発生を防ぎよし、又は応急対策等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。なお、職員の初動体制は、「職員初動体制マニュアル」に定める。 大規模な風水害が発生した場合においては、被害の拡大を防ぎよし、又は応急的救助等を行うため市及び防災関係機関は、応急対策の万全を期するものとする。</p> <p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <table border="1" data-bbox="192 1743 1261 1789"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、総務課、消防総務課、消防署、関係機関</td> </tr> </table> <p>1 市における措置 (1) 災害対策本部 エ 非常連絡 (オ) 職員の動員要請</p>	実施担当	危機管理課、総務課、予防課、消防署	実施担当	秘書広報課、総務課、教育庶務・学校教育課、危機管理課、消防署	実施担当	危機管理課、総務課、消防総務課、消防署、関係機関	<p>49</p> <p>51</p> <p>52</p> <p>57</p> <p>58</p>	<p>1 市における措置 <u>(1) 相互応援協定の締結</u> 市は、市域に係る災害について適切な応援措置を実施するため災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣等について応援協定を締結するよう努める。 また、既に締結されている応援協定のほか、愛知県を通じて県外の消防機関に対して応援を求めることができるようにしている。 <u>(2) 防災活動拠点の確保</u> 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努めるものとする。</p> <p>第3節 救援隊等による協力体制の整備 1 市における措置 (3) 愛知県内広域消防相互応援協定 市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。</p> <p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 第1節 防災訓練の実施</p> <table border="1" data-bbox="1647 835 2715 882"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、<u>消防総務課</u>、予防課、消防署</td> </tr> </table> <p>2 県及び市等における措置 防災思想の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。従って防災関係機関が中心となって公共的団体、民間協力団体、学校及び地域住民等あらゆる機会をとらえて科学的かつ計画的な図上又は実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の練磨を図る。 訓練の実施に当たっては、<u>訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にする</u>とともに、<u>あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む</u>など、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。</p> <p>(4) 訓練の検証 県及び市は、訓練後には<u>訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、</u><u>次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。</u></p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <table border="1" data-bbox="1647 1365 2715 1411"> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広報課、総務課、教育総務・学校教育課、危機管理課、<u>消防総務課</u></td> </tr> </table> <p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢(組織の動員配備) 基本方針 これらに伴う災害の発生を防御し、又は応急対策等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。なお、職員の初動体制は、「職員初動体制マニュアル」に定める。 大規模な風水害が発生した場合においては、被害の拡大を防御し、又は応急的救助等を行うため市及び防災関係機関は、応急対策の万全を期するものとする。</p> <p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <table border="1" data-bbox="1647 1743 2715 1789"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、総務課、<u>契約検査課</u>、<u>人事課</u>、<u>消防総務課</u>、<u>予防課</u>、消防署、関係機関</td> </tr> </table> <p>1 市における措置 (1) 災害対策本部 エ 非常連絡 (オ) 職員の動員要請</p>	実施担当	危機管理課、 <u>消防総務課</u> 、予防課、消防署	実施担当	秘書広報課、総務課、教育総務・学校教育課、危機管理課、 <u>消防総務課</u>	実施担当	危機管理課、総務課、 <u>契約検査課</u> 、 <u>人事課</u> 、 <u>消防総務課</u> 、 <u>予防課</u> 、消防署、関係機関
実施担当	危機管理課、総務課、予防課、消防署													
実施担当	秘書広報課、総務課、教育庶務・学校教育課、危機管理課、消防署													
実施担当	危機管理課、総務課、消防総務課、消防署、関係機関													
実施担当	危機管理課、 <u>消防総務課</u> 、予防課、消防署													
実施担当	秘書広報課、総務課、教育総務・学校教育課、危機管理課、 <u>消防総務課</u>													
実施担当	危機管理課、総務課、 <u>契約検査課</u> 、 <u>人事課</u> 、 <u>消防総務課</u> 、 <u>予防課</u> 、消防署、関係機関													

現 行 (平成24年4月修正)	頁	改 正 案												
<p>各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、応援職員動員要請書により消防長に通報するものとする。</p> <p>(カ) 動員状態の把握及び通報 各部長は第3非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状態を把握するとともに、適時その状態を職員動員状況通報により消防長に通報するものとする。</p> <p>(2) 本部員会議 イ 本部員会議の開催 (オ) 本部員は会議の招集を必要と認めるときは、消防長にその旨を申し出るものとする。</p> <p>第2節 職員の派遣要請等 1 市における措置 (2) 他市町村の職員の派遣要請(地方自治法第252条の17) 市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「災害時における相互応援に関する協定」(尾張北部広域行政圏)に基づいて春日井市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町及び扶桑町に対して、応援を求めることができるほか「愛知県内広域消防相互応援協定書」に基づいて県内の消防機関に応援を求めることができる。また、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」では、愛知県を通して県外の消防機関に応援を求めることができる。</p> <p>(3) 職員派遣のあっせん要求(災害対策基本法第30条) 市長は、知事に対して災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。 また、市長は、知事に対して地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</p> <p>第3章 情報の収集・伝達・広報 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="201 1161 1264 1312"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 被害状況等の 収集・伝達</td> <td>市</td> <td>2(1)・2(2) (略) 2(3)・2(4) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 気象情報等の伝達 2 気象予報警報等の伝達系統 (3) 水位周知河川(避難判断水位(特別警戒水位)) 知事が通知する水位周知河川(避難判断水位(特別警戒水位))</p> <p>第2節 被害状況等の収集・伝達 2 市の措置 (1)・(2) (略) (追加) (3)・(4)・(5)・(6)・(7)・(8)・(9)・(10) (略)</p> <p>3 被害状況等の一般的収集・伝達系統 (8) 通報に対する市の措置。 ア 警報等を受領した消防長は、関係部次長と気象の状況と通報の内容を検討し、必要と認めるものについては市長に報告するとともに、電話・庁内放送により職員に伝達する。</p>	区 分	機関名	主な措置	第2節 被害状況等の 収集・伝達	市	2(1)・2(2) (略) 2(3)・2(4) (略)	<p>59</p> <p>60</p> <p>68</p> <p>69</p> <p>71</p> <p>73</p>	<p>各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、応援職員動員要請書により市長公室長に通報するものとする。</p> <p>(カ) 動員状態の把握及び通報 各部長は第3非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状態を把握するとともに、適時その状態を職員動員状況通報により市長公室長に通報するものとする。</p> <p>(2) 本部員会議の開催 イ 本部員会議の開催 (オ) 本部員は会議の招集を必要と認めるときは、市長公室長にその旨を申し出るものとする。</p> <p>第2節 職員の派遣要請等 1 市における措置 (2) 他市町村の職員の派遣要請(地方自治法第252条の17) ア 市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。 イ 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「災害時における相互応援に関する協定」(尾張北部広域行政圏)に基づいて春日井市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町及び扶桑町に対して、応援を求めることができる。 ウ 市長は、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づいて県内の消防機関に応援を求めることができる。 エ 市長は、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」では、愛知県を通して県外の消防機関に応援を求めることができる。</p> <p>(3) 職員派遣のあっせん要求(災害対策基本法第30条) ア 市長は、知事に対して災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。 イ 市長は、知事に対して地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</p> <p>第3章 情報の収集・伝達・広報 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1670 1161 2718 1312"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 被害状況等の 収集・伝達</td> <td>市</td> <td>2(1)・2(2) (略) <u>2(3) 行方不明者の情報収集</u> 2(4)・2(5) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 気象情報等の伝達 2 気象予報警報等の伝達系統 (3) 水位周知河川(避難判断水位(特別警戒水位))、<u>はん濫危険水位、はん濫発生</u> 知事が通知する水位周知河川(避難判断水位(特別警戒水位))、<u>はん濫危険水位、はん濫発生</u>)</p> <p>第2節 被害状況等の収集・伝達 2 市の措置 (1)・(2) (略) (3) <u>搜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域(海上含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</u> <u>(4)・(5)・(6)・(7)・(8)・(9)・(10)・(11) (略)</u></p> <p>3 被害状況等の一般的収集・伝達系統 (8) 通報に対する市の措置。 ア 警報等を受領した市長公室長は、関係部次長と気象の状況と通報の内容を検討し、必要と認めるものについては市長に報告するとともに、電話・庁内放送により職員に伝達する。</p>	区 分	機関名	主な措置	第2節 被害状況等の 収集・伝達	市	2(1)・2(2) (略) <u>2(3) 行方不明者の情報収集</u> 2(4)・2(5) (略)
区 分	機関名	主な措置												
第2節 被害状況等の 収集・伝達	市	2(1)・2(2) (略) 2(3)・2(4) (略)												
区 分	機関名	主な措置												
第2節 被害状況等の 収集・伝達	市	2(1)・2(2) (略) <u>2(3) 行方不明者の情報収集</u> 2(4)・2(5) (略)												

現 行 (平成24年4月修正)	頁	改 正 案								
<p>イ 排水ポンプ停止等の通知を受領した消防長は市長に報告するとともに各機関に伝達する。</p> <p>ウ 災害の警報等が発表されると予想される時期に停電した場合は、市役所の防災行政無線を利用し、県から発表される警報等が遅滞なく受理できるようにする。</p> <p>エ 各次課長は、庁内放送又は消防長により警報等の伝達を受けた場合は速やかに、その内容に応じた適切な措置を講じるとともに、必要により市民、市内の官公署、学校、その他関係先へ所要の連絡を行うものとし、方法はおおむね次による。</p> <p>(ア) 電話・ファクシミリによる。(官公署、施設等)</p> <p>(イ) サイレンによる。</p> <p>(ウ) 広報車による。</p> <p>(エ) 区、自主防災組織等を通じる。</p> <p>オ 消防長は警報等を受理してから、警戒の必要がないことが明らかになるまでの間、県等からの情報により絶えず状況の把握に努めなければならない。</p>		<p>イ 排水ポンプ停止等の通知を受領した市長公室長は市長に報告するとともに各機関に伝達する。</p> <p>ウ 災害の警報等が発表されると予想される時期に停電した場合は、市役所の防災行政無線を利用し、県から発表される警報等が遅滞なく受理できるようにする。</p> <p>エ 各次課長は、庁内放送又は市長公室長により警報等の伝達を受けた場合は速やかに、その内容に応じた適切な措置を講じるとともに、必要により市民、市内の官公署、学校、その他関係先へ所要の連絡を行うものとし、方法はおおむね次による。</p> <p>(ア) 電話・ファクシミリによる。(官公署、施設等)</p> <p>(イ) サイレンによる。</p> <p>(ウ) 広報車による。</p> <p>(エ) 区、自主防災組織等を通じる。</p> <p>(オ) 防災情報メール配信サービスによる。</p> <p>オ 市長公室長は警報等を受理してから、警戒の必要がないことが明らかになるまでの間、県等からの情報により絶えず状況の把握に努めなければならない。</p>								
<p>第3節 広報</p> <table border="1" data-bbox="189 688 1261 781"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>各機関</td> </tr> <tr> <td>実施担当者</td> <td>秘書広報課</td> </tr> </table>	実施責任者	各機関	実施担当者	秘書広報課	75	<p>第3節 広報</p> <table border="1" data-bbox="1647 688 2718 781"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>各機関</td> </tr> <tr> <td>実施担当者</td> <td>秘書広報課、協働推進課、市政戦略課</td> </tr> </table>	実施責任者	各機関	実施担当者	秘書広報課、協働推進課、市政戦略課
実施責任者	各機関									
実施担当者	秘書広報課									
実施責任者	各機関									
実施担当者	秘書広報課、協働推進課、市政戦略課									
<p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第1節 応援協力</p> <table border="1" data-bbox="189 892 1261 934"> <tr> <td>実施担当者</td> <td>消防署、関係機関</td> </tr> </table> <p>第2節 救援隊等による協力</p> <table border="1" data-bbox="189 976 1261 1018"> <tr> <td>実施担当者</td> <td>消防署、関係機関</td> </tr> </table> <p>2 市の措置(緊急消防援助隊等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。</p> <p>(3) 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。</p>	実施担当者	消防署、関係機関	実施担当者	消防署、関係機関	78	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第1節 応援協力</p> <table border="1" data-bbox="1647 892 2718 934"> <tr> <td>実施担当者</td> <td>危機管理課、消防署、関係機関</td> </tr> </table> <p>第2節 救援隊等による協力</p> <table border="1" data-bbox="1647 976 2718 1018"> <tr> <td>実施担当者</td> <td>消防総務課、消防署、関係機関</td> </tr> </table> <p>2 市の措置(緊急消防援助隊等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長は、応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。</p> <p>(3) 消防総務課及び消防署は、消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。</p>	実施担当者	危機管理課、消防署、関係機関	実施担当者	消防総務課、消防署、関係機関
実施担当者	消防署、関係機関									
実施担当者	消防署、関係機関									
実施担当者	危機管理課、消防署、関係機関									
実施担当者	消防総務課、消防署、関係機関									
<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>基本方針</p> <p>愛知県では、発災直後に上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を設置している。本市における災害応急対策活動の実施に当たっては、この防災ヘリコプターを活用し、迅速で円滑に取り組みを進めるものとする。</p> <p>第1節 救出・救助活動</p> <table border="1" data-bbox="189 1423 1261 1507"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察</td> </tr> </table>	実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察	86	<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>基本方針</p> <p>愛知県では、発災直後に上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を設置している。救出・救助活動の実施に当たっては、この防災ヘリコプターの活用を考慮する。</p> <p>第1節 救出・救助活動</p> <table border="1" data-bbox="1647 1423 2718 1507"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>消防総務課、消防署、関係機関</td> </tr> </table>	実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察	実施担当	消防総務課、消防署、関係機関		
実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察									
実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察									
実施担当	消防総務課、消防署、関係機関									
<p>1 市における措置</p> <p>(5) 対象者</p> <p>ア 災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者</p> <p>災害のため現に生命、身体が危険にさらされ早急に救い出さなければならない状態にある者で例えば次のような場合である。</p> <p>(ア) 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合、又は山津波により生き埋めになったような場合</p> <p>(イ) 火災の際に火中に取り残されたような場合</p> <p>イ 災害のため、生死不明の状態にある者</p> <p>(ア) 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者</p> <p>(イ) 行方は判っているが生命があるかどうか不明な者</p>	87	<p>1 市における措置</p> <p>(5) 対象者は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者であって早急に救い出さなければならない次のような場合とする。</p> <p>ア 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合</p> <p>イ 山津波により生き埋めになったような場合</p> <p>ウ 火災の際に火中に取り残されたような場合</p> <p>エ その他早急に救出、救助することが必要と認める場合</p>								

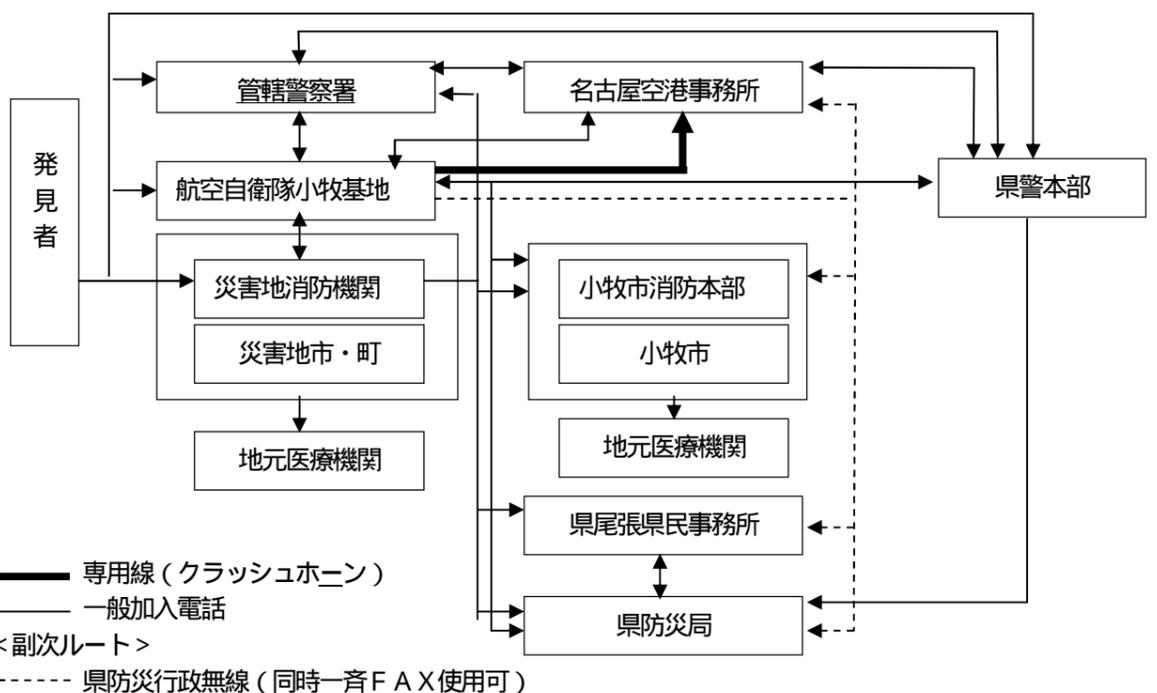
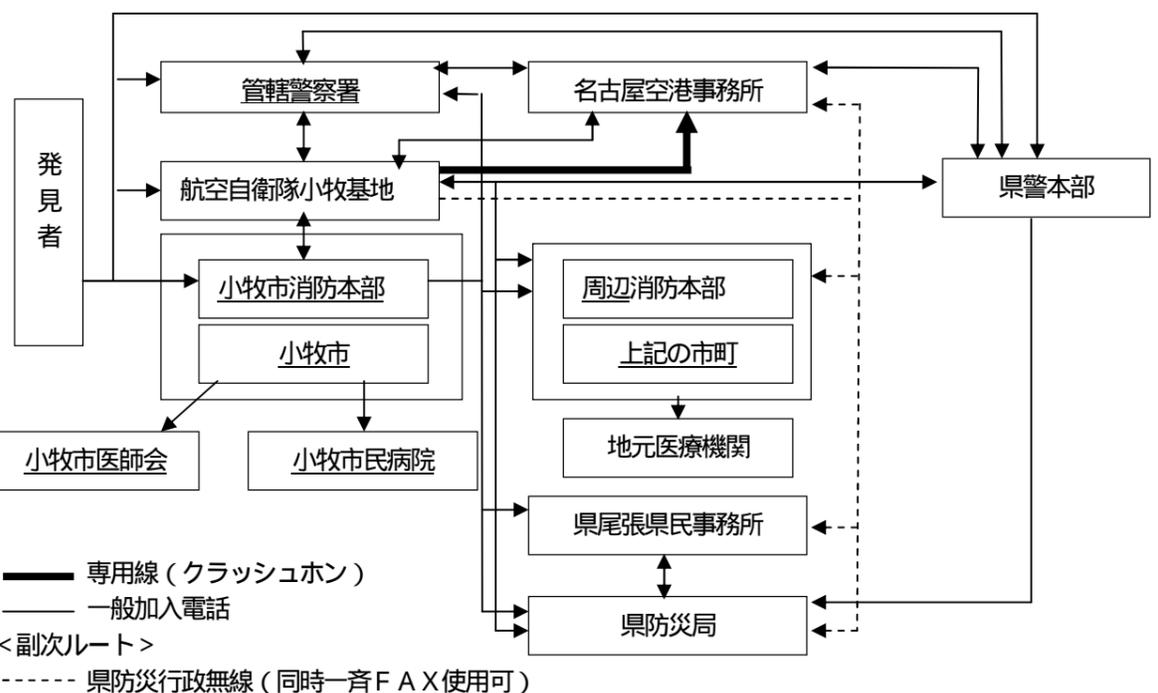
現 行 (平成24年4月修正)	頁	改 正 案																																									
<p>ウ 災害を受けた者の住家等には関係なく、災害を受けたという意味は本人自身の生命が危険になった状態を意味する。</p> <p>エ 本人の過失によるものか不可抗力であるかを問わない。</p> <p>オ 人の救出に限られ、財物は含まない。</p> <p>(6) 救出の方法</p> <p>ア 浸水地帯における救出 水害に際し、流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合は、救命ボート等により被災者の救出を迅速に行う。また、被害の状況、規模に応じては、さらにヘリコプターの応援を要請する。</p> <p>イ 倒壊家屋等における救出 倒壊物による被災者の負傷、山津波、がけ崩れ等による埋没事故に際しては、救助工作車、救急車その他消防機関の有する人員、施設及び救助用資機材を最大限に活用して迅速に行う。</p>	87	<p>(6) 救出の方法</p> <p>ア 浸水地帯における救出 水害に際し、流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合は、救命ボート等により被災者の救出を迅速に行う。また、被害の状況、規模に応じて<u>防災</u>ヘリコプターの応援を要請する。</p> <p>イ 倒壊家屋等における救出 建物の倒壊、山津波、がけ崩れ等による埋没事故に際しては、救助工作車及び救助用資機材を最大限に活用して迅速に行う。また、被害の状況、規模に応じて重機を所有する関係機関へ応援を要請する。</p>																																									
<p>第2節 防災ヘリコプターの活用</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 防災航空隊の活動は、ヘリコプターの特性を十分に活用する次のような活動である。</p> <p>ア 被害状況調査等の情報収集活動</p> <p>イ 食料、衣料その他の生活必需物品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送</p> <p>ウ 災害情報、警報等の広報・啓発活動</p> <p>エ 火災防ぎょ活動</p> <p>オ 救急救助活動</p> <p>カ 臓器等搬送活動</p> <p>キ その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動</p>	88	<p>第2節 防災ヘリコプターの活用</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>防災ヘリコプターを要請する場合は、次のような特性を踏まえて行うものとする。</u></p> <p>ア <u>上空からの被害状況調査、情報収集活動等</u></p> <p>イ <u>救助及び救急資機材等並びに人員等の空輸</u></p> <p>ウ <u>上空からの災害情報、警報等の広報・啓発活動</u></p> <p>エ <u>上空からの火災防衛活動</u></p> <p>オ <u>上空からの救急救助活動</u></p> <p>カ・キ削除</p>																																									
<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>1 市における措置</p> <p>(7) 臨時予防接種</p> <p>ア 県は、<u>厚生大臣が疾病のまん延予防上必要があると認めるときは、臨時に予防接種を行う。</u></p>	93	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>1 市における措置</p> <p>(7) 臨時予防接種</p> <p>ア 県は、<u>まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行い、又は市町村に行うよう指示する。</u></p>																																									
<p>第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="201 1354 1270 1480"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td>人員・物資等の輸送手段確保 他市町村・県への調達あっせん要請</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="201 1669 1270 1858"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第3節 緊急輸送道路 の確保</td> <td>道路管理者</td> <td>1(1) 交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立 1(2) 災害対策用緊急輸送道路の確保 1(3) 応急復旧活動</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市		人員・物資等の輸送手段確保 他市町村・県への調達あっせん要請		区分	機関名	主な措置	第3節 緊急輸送道路 の確保	道路管理者	1(1) 交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立 1(2) 災害対策用緊急輸送道路の確保 1(3) 応急復旧活動	(追加)		95	<p>第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1662 1354 2730 1575"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市</td> <td></td> <td>道路被害情報の収集</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急輸送道路の機能確保</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報の提供</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人員・物資等の輸送手段確保 他市町村・県への調達あっせん要請</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1662 1659 2730 1921"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第3節 緊急輸送道路 の確保</td> <td>道路管理者</td> <td>1(1) 交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立 1(2) 災害対策用緊急輸送道路の確保 1(3) 応急復旧活動</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>2(1) 道路被害情報の収集 2(2) 緊急輸送道路の機能確保 2(3) 情報の提供</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市		道路被害情報の収集	→		緊急輸送道路の機能確保	→		情報の提供	→		人員・物資等の輸送手段確保 他市町村・県への調達あっせん要請		区分	機関名	主な措置	第3節 緊急輸送道路 の確保	道路管理者	1(1) 交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立 1(2) 災害対策用緊急輸送道路の確保 1(3) 応急復旧活動	市	2(1) 道路被害情報の収集 2(2) 緊急輸送道路の機能確保 2(3) 情報の提供
機関名	事前	被害発生中	事後																																								
市		人員・物資等の輸送手段確保 他市町村・県への調達あっせん要請																																									
区分	機関名	主な措置																																									
第3節 緊急輸送道路 の確保	道路管理者	1(1) 交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立 1(2) 災害対策用緊急輸送道路の確保 1(3) 応急復旧活動																																									
	(追加)																																										
機関名	事前	被害発生中	事後																																								
市		道路被害情報の収集	→																																								
		緊急輸送道路の機能確保	→																																								
		情報の提供	→																																								
		人員・物資等の輸送手段確保 他市町村・県への調達あっせん要請																																									
区分	機関名	主な措置																																									
第3節 緊急輸送道路 の確保	道路管理者	1(1) 交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立 1(2) 災害対策用緊急輸送道路の確保 1(3) 応急復旧活動																																									
	市	2(1) 道路被害情報の収集 2(2) 緊急輸送道路の機能確保 2(3) 情報の提供																																									

現 行 (平成24年4月修正)	頁	改 正 案								
<p>第2節 交通対策</p> <p>2 警察における措置</p> <p>(1) 路上放置車両等に対する措置</p> <p>イ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、<u>社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」</u>に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</p> <p>第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 道路管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>第8章 水害防除対策</p> <p>基本計画</p> <p>洪水による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。</p> <p>第1節 水防</p> <table border="1" data-bbox="189 1016 1264 1220"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>(1) 水防活動 水防管理者、ため池・水門等の管理者、河川管理者、ため池管理者 (2) たん水排除 市、土地改良区</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>農政課、河川課、消防本部総務課、消防署</td> </tr> </table> <p>第9章 避難者対策</p> <p>第1節 避難の勧告・指示</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 報告(災害対策基本法第60条第3項)</p> <p>(図中)</p> <p>方面本部(県民事務所)</p> <p>4 警察(警察官)における措置</p> <p>(3) 報告・通知等</p> <p>(2) の場合(通知及び報告・法第61条第2項及び3項)</p> <p>(図中)</p> <p>方面本部</p> <p>(県民事務所等)</p> <p>第2節 避難所の開設</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 多様な避難所の確保</p> <p>災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>旅館やホテル等を避難所として借り上げる等</u>、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p>	実施責任者	(1) 水防活動 水防管理者、ため池・水門等の管理者、河川管理者、ため池管理者 (2) たん水排除 市、土地改良区	実施担当	農政課、河川課、消防本部総務課、消防署	<p>97</p> <p>99</p> <p>102</p> <p>108</p> <p>109</p> <p>112</p>	<p>第2節 交通対策</p> <p>2 警察における措置</p> <p>(1) 路上放置車両等に対する措置</p> <p>イ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、<u>一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」</u>に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</p> <p>第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 道路管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 道路被害情報の収集</p> <p><u>巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。</u></p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保</p> <p><u>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</u></p> <p>(3) 情報の提供</p> <p><u>緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者に対して情報提供を行う。</u></p> <p>第8章 水害防除対策</p> <p>基本計画</p> <p>洪水による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。</p> <p>第1節 水防</p> <table border="1" data-bbox="1650 982 2724 1186"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>(1) 水防活動 水防管理者、ため池・水門等の管理者、河川管理者、ため池管理者 (2) たん水排除 市、土地改良区</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>農政課、河川課、消防総務課、消防署、消防団</td> </tr> </table> <p>第9章 避難者対策</p> <p>第1節 避難の勧告・指示</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 報告(災害対策基本法第60条第3項)</p> <p>(図中)</p> <p>方面本部(尾張県民事務所)</p> <p>4 警察(警察官)における措置</p> <p>(3) 報告・通知等</p> <p>(2) の場合(通知及び報告・法第61条第2項及び3項)</p> <p>(図中)</p> <p>方面本部</p> <p>(尾張県民事務所)</p> <p>第2節 避難所の開設</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 多様な避難所の確保</p> <p>災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等</u>、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p>	実施責任者	(1) 水防活動 水防管理者、ため池・水門等の管理者、河川管理者、ため池管理者 (2) たん水排除 市、土地改良区	実施担当	農政課、河川課、消防総務課、消防署、消防団
実施責任者	(1) 水防活動 水防管理者、ため池・水門等の管理者、河川管理者、ため池管理者 (2) たん水排除 市、土地改良区									
実施担当	農政課、河川課、消防本部総務課、消防署									
実施責任者	(1) 水防活動 水防管理者、ため池・水門等の管理者、河川管理者、ため池管理者 (2) たん水排除 市、土地改良区									
実施担当	農政課、河川課、消防総務課、消防署、消防団									

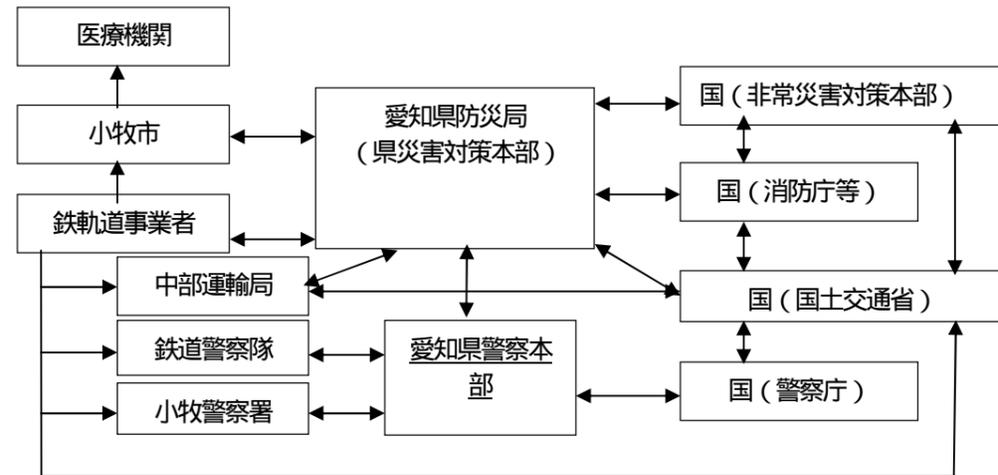
現 行 (平成24年4月修正)	頁	改 正 案								
<p>3 避難所の運営 (4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、<u>男女のニーズの違いや避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</u> (追加) (5)～(12)(略) 第3節 災害時要援護者支援対策 1 市における措置 (6) 外国人への情報提供 市国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、<u>語学ボランティアを避難所等に派遣するとともに、災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図るものとする。</u> 第10章 水・食品・生活必需品等の供給 基本方針 (追加) 第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策 基本方針 <u>市は、被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査・モニタリング等を迅速に実施する。</u> (追加) 第2節 廃棄物処理計画 2 市における措置 (図中) <u>県民事務所</u> 第12章 遺体の取扱い 第1節 遺体の搜索・収容</p> <table border="1" data-bbox="192 1535 1264 1665"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>市民課、消防署</td> </tr> </table> <p>第14章 ライフライン施設の応急対策 第2節 ガス施設対策 1 東邦瓦斯株式会社における措置 (4) 応援要請 被害の程度に応じて、(社)日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。</p>	実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察	実施担当	市民課、消防署	<p>113 114 115 120 121 123 131</p>	<p>3 避難所の運営 (4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、<u>避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</u> (5) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、<u>男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</u> (6)～(13)(略) 第3節 災害時要援護者支援対策 1 市における措置 (6) 外国人への情報提供 市国際交流協会、<u>各種ボランティア団体や外国人集住都市会議と連携し、通訳ボランティアを避難所等に派遣するとともに、災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図るものとする。</u> 第10章 水・食品・生活必需品等の供給 基本方針 <u>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u> <u>被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</u> 第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策 基本方針 <u>市は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。</u> <u>当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため県等関係機関への情報提供、事業所への指導等を行う。</u> <u>被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。(放射線物質及び原子力災害については、「第18章放射線物質及び原子力災害応急対策」で対応する。)</u> <u>市及び県は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。(放射線物質及び原子力災害については、「第18章放射線物質及び原子力災害応急対策」で対応する。</u> 第2節 廃棄物処理計画 2 市における措置 (図中) <u>東三河総局・県民事務所等</u> 第12章 遺体の取扱い 第1節 遺体の搜索・収容</p> <table border="1" data-bbox="1650 1528 2721 1656"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>市民課、消防署、関係機関</td> </tr> </table> <p>第14章 ライフライン施設の応急対策 第2節 ガス施設対策 1 東邦瓦斯株式会社における措置 (4) 応援要請 被害の程度に応じて、<u>一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。</u></p>	実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察	実施担当	市民課、消防署、関係機関
実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察									
実施担当	市民課、消防署									
実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察									
実施担当	市民課、消防署、関係機関									

現 行 (平成24年4月修正)	頁				
<p>第3節 上水道施設対策</p> <table border="1"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>各機関事業者</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>上下水道部</td> </tr> </table> <p>第4節 下水道施設対策</p> <p>1 下水道管理者における措置</p> <p>(1) 応急復旧活動の実施</p> <p>(追加)</p> <p>(ウ)</p> <p>第15章 航空災害対策</p> <p>第1節 愛知県名古屋飛行場</p> <p>1 伝達系統</p> <p>(2) 飛行場周辺で民間機の事故が発生した場合(関係分)</p> <p>民間航空機の場合</p> <p>—— 専用線(クラッシュホン) —— 一般加入電話 <副次ルート> 県防災行政無線(同時一斉FAX使用可)</p>	実施責任者	各機関事業者	実施担当	上下水道部	133
実施責任者	各機関事業者				
実施担当	上下水道部				

改 正 案	頁				
<p>第3節 上水道施設対策</p> <table border="1"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>各機関事業者</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>上下水道部水道課</td> </tr> </table> <p>第4節 下水道施設対策</p> <p>1 下水道管理者における措置</p> <p>(1) 応急復旧活動の実施</p> <p>ウ <u>五条川左岸センター</u></p> <p>巾下川の水位上昇に伴う放流中止措置が行われた場合は、尾張建設事務所から連絡がされるため、排水機能に影響が出た場合、その地区に仮設ポンプ施設や仮管きよ等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。</p> <p>エ(略)</p> <p>第15章 航空災害対策</p> <p>第1節 愛知県名古屋飛行場</p> <p>1 伝達系統</p> <p>(2) 飛行場周辺で民間機の事故が発生した場合(関係分)</p> <p>民間航空機の場合</p> <p>—— 専用線(クラッシュホン) —— 一般加入電話 <副次ルート> 県防災行政無線(同時一斉FAX使用可)</p>	実施責任者	各機関事業者	実施担当	上下水道部水道課	136
実施責任者	各機関事業者				
実施担当	上下水道部水道課				

現 行 (平成24年4月修正)	頁	改 正 案
<p>飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合</p>  <p> —— 専用線 (クラッシュホン) —— 一般加入電話 <副次ルート> - - - - - 県防災行政無線 (同時一斉FAX使用可) </p> <p>2 市における措置</p> <p>(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 負傷者が発生した場合、地元医療機関で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。</p> <p>(6) 他の市町村に対する応援要請 災害規模が大きくなり、自己の消防力では対処できない場合は、相互応援協定に基づき他の市町村に対して応援を要請する。 なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村(消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。)は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。</p>	<p>137</p>	<p>飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合</p>  <p> —— 専用線 (クラッシュホン) —— 一般加入電話 <副次ルート> - - - - - 県防災行政無線 (同時一斉FAX使用可) </p> <p>2 市における措置</p> <p>(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等 多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関で組織された医療班を現地に派遣要請し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。</p> <p>(6) 他の市町村に対する応援要請 災害規模が大きくなり、自己の消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき他の市町村に対して応援を要請する。 なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村(消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。)は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。</p>
<p>第16章 鉄道災害対策</p> <p>1 鉄軌道事業者における措置</p> <p>(3) 救助・救急活動及び消防活動 大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める(第5章「救出・救助対策」参照)</p> <p>2 市における措置</p> <p>(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 大規模鉄道災害が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織するほか、県に対して日赤医療救護班、愛知県内災害派遣医療チーム(DMAT)を要請し、現地に医師を投入する。現地における医師等の処置後は、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて応急救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。</p> <p>3 情報の伝達系統 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p>	<p>140</p> <p>141</p>	<p>第16章 鉄道災害対策</p> <p>1 鉄軌道事業者における措置</p> <p>(3) 救助・救急活動及び消防活動 大規模鉄道災害発生直後は、負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める(第5章「救出・救助対策」参照)</p> <p>2 市における措置</p> <p>(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等 多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織した医療班のほか、県に対して日赤医療救護班、愛知県内災害派遣医療チーム(DMAT)を要請し、現地に医師を多数投入する。現地における医師等の処置後は、適切な医療機関に搬送する。 また、必要に応じて応急救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。</p> <p>3 情報の伝達系統 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p>

現 行 (平成24年4月修正)



第17章 道路災害対策

1 市における措置

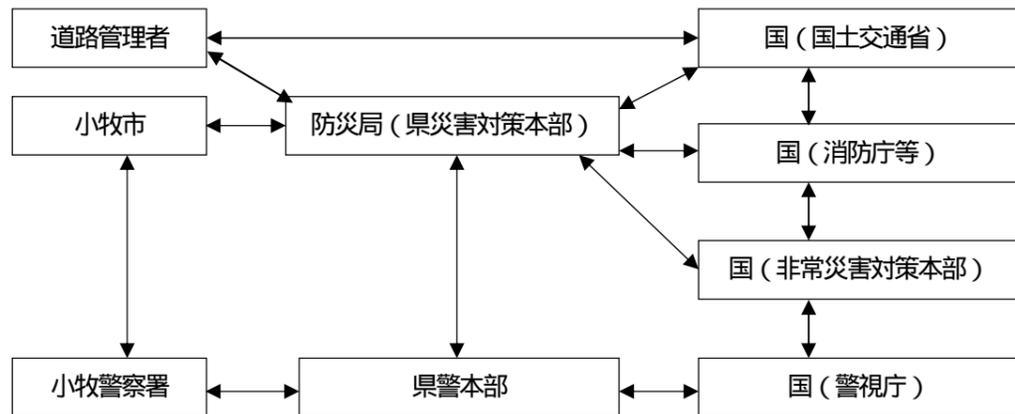
(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の配置又は手配を行う。大規模道路災害が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織するほか、県に対して日赤医療救護班、愛知県内災害派遣医療チーム(DMAT)を要請し、現地に医師を投入する。現地における医師等の処置後は、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて応急救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

2 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



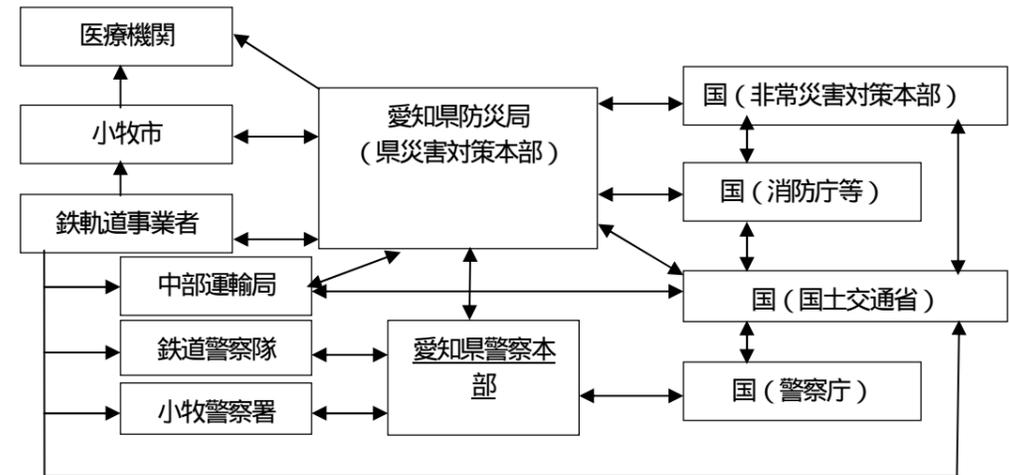
第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第4節 県外の原子力事業所における異常時対策	事業者(中部電力株式会社)	1(1) 県への情報伝達・報告 1(2) 原子力事業者防災業務計画による対策の実施
	県	2(1) 防災関係機関等への情報伝達 2(2) アドバイザーへの協力要請 2(3) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング

頁

改 正 案



第17章 道路災害対策

1 市における措置

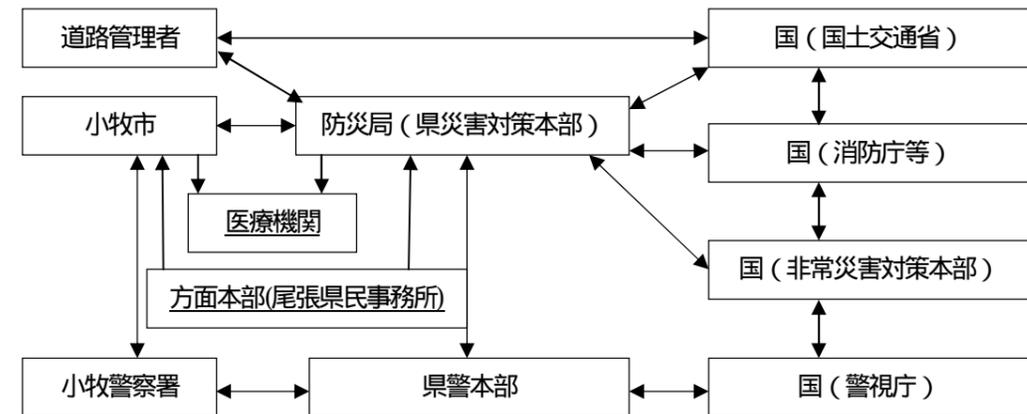
(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等

多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織した医療班を現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の配置又は手配を行う。大規模道路災害が発生した場合は、地元医療機関等の医療班のほか、県に対して日赤医療救護班、愛知県内災害派遣医療チーム(DMAT)を要請し、現地に医師を多数投入する。現地における医師等の処置後は、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて応急救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

2 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



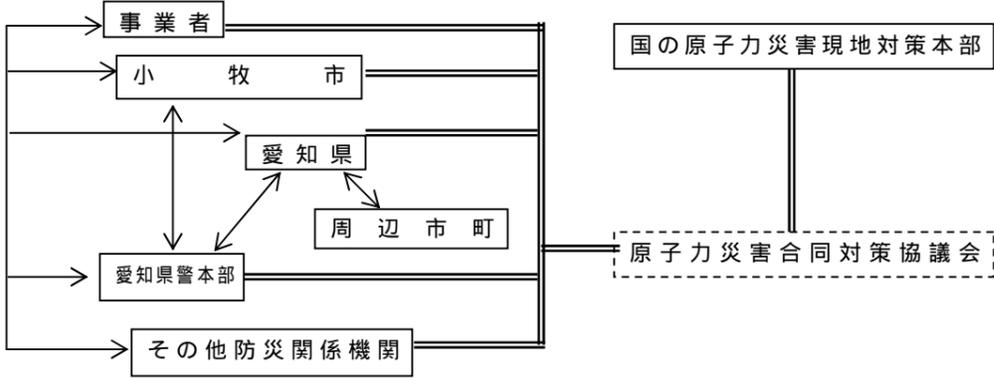
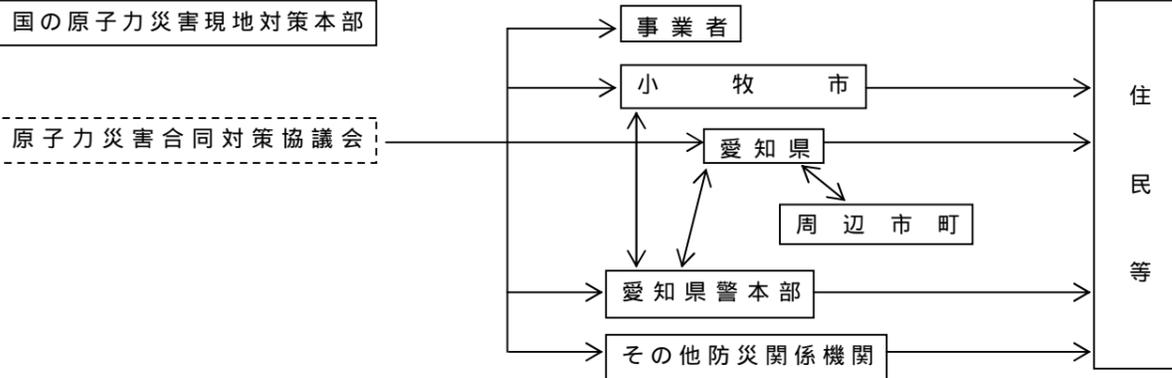
第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策

主な機関の措置

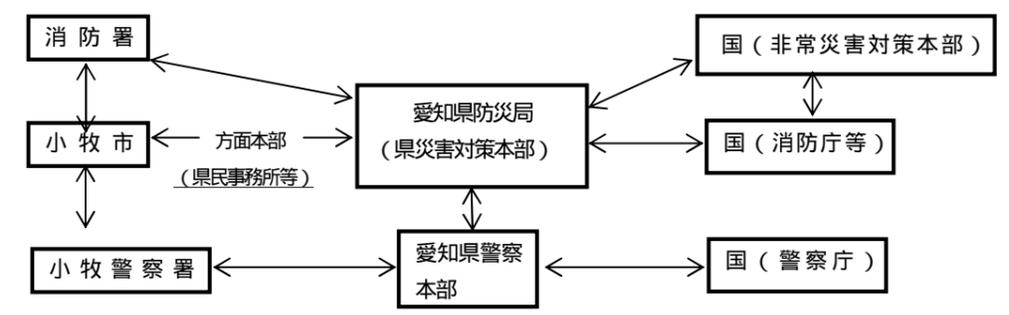
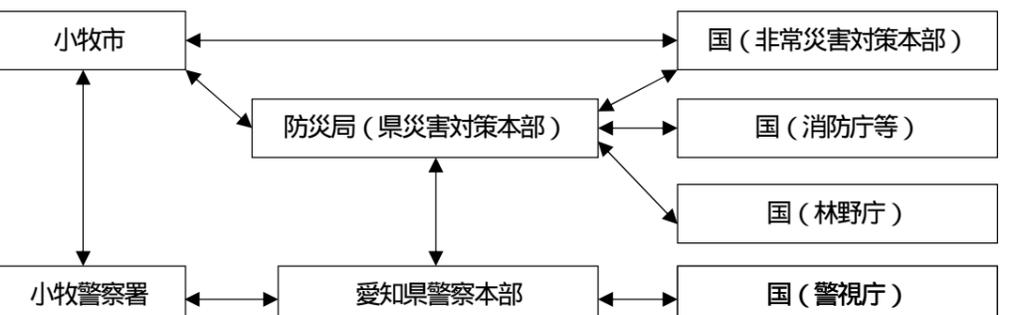
区分	機関名	主な措置
第4節 県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策	4 原子力事業者(中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行	1(1) 県への情報伝達・報告 1(2) 原子力事業者防災業務計画による対策の実施

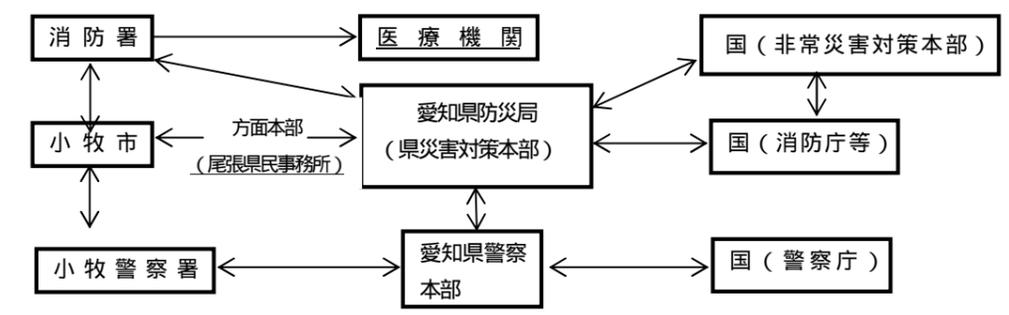
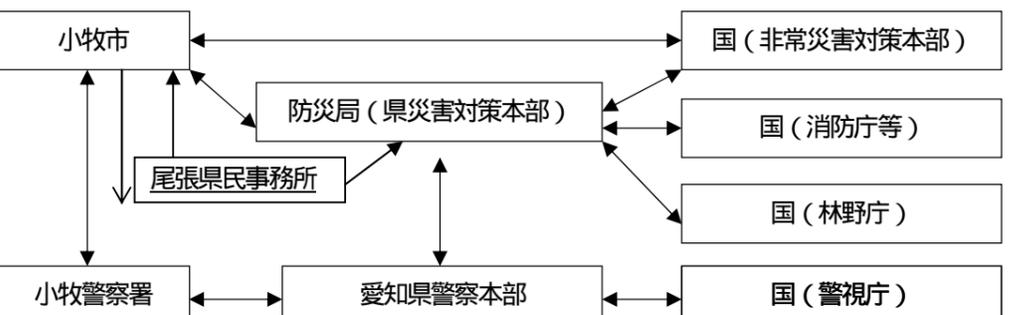
143

144

現 行 (平成24年4月修正)	頁	改 正 案																												
<p>第1節 放射性物質災害発生時の応急対策</p> <table border="1" data-bbox="192 472 1261 567"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>事業者、市、警察、県</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>予防課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置 (3) 消防活動及び救急救助 放射性物質に係る消防活動及び救急救助については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。</p> <p>2 情報の伝達系統 (図中) 方面本部 (県民事務所等)</p> <p>第2節 特定事象発生時の応急対策</p> <table border="1" data-bbox="192 892 1261 987"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>事業者、市、警察、県</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>予防課</td> </tr> </table> <p>2 情報の伝達系統 (図中) 方面本部 (県民事務所等)</p> <p>第3節 緊急事態応急対策</p> <table border="1" data-bbox="192 1165 1261 1260"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>事業者、市、警察、県</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>予防課</td> </tr> </table> <p>2 情報の伝達系統</p>  <p>第4節 県外の原子力事業所における異常時対策 「中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」(以下この節において「覚書」という。)に規定する内容に該当する異常が発生した場合は、次の対策をとるものとする。</p> <p>1 事業者(中部電力株式会社)における対策 (1) 県への情報伝達・報告</p>	実施責任者	事業者、市、警察、県	実施担当	予防課	実施責任者	事業者、市、警察、県	実施担当	予防課	実施責任者	事業者、市、警察、県	実施担当	予防課	<p>144</p> <p>145</p> <p>146</p> <p>146</p>	<table border="1" data-bbox="1662 178 2715 409"> <tr> <td>政法人日本原子力研究開発機構)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2(1) 防災関係機関等への情報伝達 2(2) アドバイザーへの協力要請 2(3) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング</td> </tr> </table> <p>第1節 放射性物質災害発生時の応急対策</p> <table border="1" data-bbox="1647 472 2715 567"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>事業者、市、警察、県</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>予防課、消防署</td> </tr> </table> <p>1 市における措置 (3) 消防活動及び救急救助 放射性物質に係る消防活動及び救急救助については、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」を例に実施するものとする。</p> <p>2 情報の伝達系統 (図中) 方面本部 (東三河総局・県民事務所等)</p> <p>第2節 特定事象発生時の応急対策</p> <table border="1" data-bbox="1647 892 2715 987"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>事業者、市、警察、県</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>予防課、消防署</td> </tr> </table> <p>2 情報の伝達系統 (図中) 方面本部 (東三河総局・県民事務所等)</p> <p>第3節 緊急事態応急対策</p> <table border="1" data-bbox="1647 1165 2715 1260"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>事業者、市、警察、県</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>予防課、消防署</td> </tr> </table> <p>2 情報の伝達系統</p>  <p>第4節 県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策 4 原子力事業者との情報連絡体制に係る各合意内容に該当する異常が発生した場合は、次の対策をとるものとする。</p> <p>1 4 原子力事業者における対策 (1) 県への情報伝達・報告</p>	政法人日本原子力研究開発機構)		県	2(1) 防災関係機関等への情報伝達 2(2) アドバイザーへの協力要請 2(3) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング	実施責任者	事業者、市、警察、県	実施担当	予防課、消防署	実施責任者	事業者、市、警察、県	実施担当	予防課、消防署	実施責任者	事業者、市、警察、県	実施担当	予防課、消防署
実施責任者	事業者、市、警察、県																													
実施担当	予防課																													
実施責任者	事業者、市、警察、県																													
実施担当	予防課																													
実施責任者	事業者、市、警察、県																													
実施担当	予防課																													
政法人日本原子力研究開発機構)																														
県	2(1) 防災関係機関等への情報伝達 2(2) アドバイザーへの協力要請 2(3) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング																													
実施責任者	事業者、市、警察、県																													
実施担当	予防課、消防署																													
実施責任者	事業者、市、警察、県																													
実施担当	予防課、消防署																													
実施責任者	事業者、市、警察、県																													
実施担当	予防課、消防署																													

現 行 (平成24年4月修正)	頁	改 正 案								
<p>中部電力株式会社は、覚書に基づき、県に対して内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。</p> <p>(2) 原子力事業者防災業務計画による対策の実施 中部電力株式会社は、(1)に掲げる対策のほか、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画により対策を行うものとする。</p> <p>2 県における対策 (1) 防災関係機関への情報伝達 県は、覚書に基づき、中部電力株式会社から情報収集を行い、防災関係機関、市町村等へ情報を伝達する。</p> <p>3 情報の伝達系統 中部電力株式会社浜岡原子力発電所において、覚書に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。</p> <p>(図中) 中部電力株式会社 (FAX)</p>	147	<p>4 原子力事業者は、各合意内容に基づき、県に対して内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。</p> <p>(2) 原子力事業者防災業務計画による対策の実施 4 原子力事業者は、(1)に掲げる対策のほか、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画により対策を行うものとする。</p> <p>2 県における対策 (1) 防災関係機関への情報伝達 県は、4 原子力事業者との各合意内容に基づき情報収集を行い、防災関係機関、市町村等へ情報を伝達する。</p> <p>3 情報の伝達系統 4 原子力事業者の原子力発電所又は原子炉施設において、各合意内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。</p> <p>(図中) 4 原子力事業者 (中部電力、関西電力、日本原電、原子力機構) (電話又はFAX)</p>								
<p>第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 第1節 危険物等施設</p> <table border="1" data-bbox="192 798 1261 955"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>石油類等施設の所有者、管理者、占有者 石油類等輸送機関 市、警察、県</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>予防課</td> </tr> </table>	実施責任者	石油類等施設の所有者、管理者、占有者 石油類等輸送機関 市、警察、県	実施担当	予防課	148	<p>第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 第1節 危険物等施設</p> <table border="1" data-bbox="1647 798 2715 955"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>石油類等施設の所有者、管理者、占有者 石油類等輸送機関 市、警察、県</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>予防課、消防署</td> </tr> </table>	実施責任者	石油類等施設の所有者、管理者、占有者 石油類等輸送機関 市、警察、県	実施担当	予防課、消防署
実施責任者	石油類等施設の所有者、管理者、占有者 石油類等輸送機関 市、警察、県									
実施担当	予防課									
実施責任者	石油類等施設の所有者、管理者、占有者 石油類等輸送機関 市、警察、県									
実施担当	予防課、消防署									
<p>第2節 危険物等積載車両</p> <table border="1" data-bbox="192 1039 1261 1197"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>石油類等施設の所有者、管理者、占有者 石油類等輸送機関 市、警察、県</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>予防課</td> </tr> </table>	実施責任者	石油類等施設の所有者、管理者、占有者 石油類等輸送機関 市、警察、県	実施担当	予防課	149	<p>第2節 危険物等積載車両</p> <table border="1" data-bbox="1647 1039 2715 1197"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>石油類等施設の所有者、管理者、占有者 石油類等輸送機関 市、警察、県</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>予防課、消防署</td> </tr> </table>	実施責任者	石油類等施設の所有者、管理者、占有者 石油類等輸送機関 市、警察、県	実施担当	予防課、消防署
実施責任者	石油類等施設の所有者、管理者、占有者 石油類等輸送機関 市、警察、県									
実施担当	予防課									
実施責任者	石油類等施設の所有者、管理者、占有者 石油類等輸送機関 市、警察、県									
実施担当	予防課、消防署									
<p>第20章 高圧ガス災害対策 第1節 高圧ガス施設</p> <table border="1" data-bbox="192 1312 1261 1491"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者 高圧ガス等輸送機関 市、警察、県</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>予防課</td> </tr> </table>	実施責任者	高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者 高圧ガス等輸送機関 市、警察、県	実施担当	予防課	150	<p>第20章 高圧ガス災害対策 第1節 高圧ガス施設</p> <table border="1" data-bbox="1647 1312 2715 1491"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者 高圧ガス等輸送機関 市、警察、県</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>予防課、消防署</td> </tr> </table>	実施責任者	高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者 高圧ガス等輸送機関 市、警察、県	実施担当	予防課、消防署
実施責任者	高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者 高圧ガス等輸送機関 市、警察、県									
実施担当	予防課									
実施責任者	高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者 高圧ガス等輸送機関 市、警察、県									
実施担当	予防課、消防署									
<p>第2節 高圧ガス積載車両</p> <table border="1" data-bbox="192 1575 1261 1753"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者 高圧ガス等輸送機関 市、警察、県</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>予防課</td> </tr> </table>	実施責任者	高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者 高圧ガス等輸送機関 市、警察、県	実施担当	予防課	151	<p>第2節 高圧ガス積載車両</p> <table border="1" data-bbox="1647 1575 2715 1753"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者 高圧ガス等輸送機関 市、警察、県</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>予防課、消防署</td> </tr> </table>	実施責任者	高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者 高圧ガス等輸送機関 市、警察、県	実施担当	予防課、消防署
実施責任者	高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者 高圧ガス等輸送機関 市、警察、県									
実施担当	予防課									
実施責任者	高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者 高圧ガス等輸送機関 市、警察、県									
実施担当	予防課、消防署									
<p>第21章 大規模な火事災害対策 1 市における措置 (6) 救助・救急活動 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。</p>	153	<p>第21章 大規模な火事災害対策 1 市における措置 (6) 救助・救急活動 必要に応じ防災関係機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。</p>								

現 行 (平成24年4月修正)	頁
<p>(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。</p> <p>2 情報の伝達系統 大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p>  <p>第22章 林野火災対策 1 市における措置 (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の配置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。</p> <p>(11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、県に対して「愛知県防災ヘリコプター応援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する(第5章第2節「防災ヘリコプターの活用」参照)。</p> <p>2 情報の伝達系統 大規模な林野火災が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p>  <p>第24章 住宅対策 第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 1 市における措置 (1) 応急仮設住宅の建設 Ⅰ 管理及び処分 (ア) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。(追加)</p>	<p>153</p>
<p>第4編 災害復旧</p>	<p>162</p>

改 正 案	頁
<p>(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等 <u>多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織する医療班を現地に派遣要請し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。</u>また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。</p> <p>2 情報の伝達系統 大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p>  <p>第22章 林野火災対策 1 市における措置 (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等 <u>多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織する医療班を現地に派遣要請し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。</u>また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の配置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。</p> <p>(11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、県に対して「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する(第5章第2節「防災ヘリコプターの活用」参照)。</p> <p>2 情報の伝達系統 大規模な林野火災が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p>  <p>第24章 住宅対策 第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 1 市における措置 (1) 応急仮設住宅の建設 Ⅰ 管理運営及び処分 (ア) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。<u>その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。</u></p>	<p>156</p>
<p>第4編 災害復旧</p>	<p>162</p>

現 行 (平成24年4月修正)	頁	改 正 案																					
<p>第1章 民生安定のための緊急措置 基本方針 (追加)</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="201 394 1261 548"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 住宅対策</td> <td>市</td> <td>1 応急仮設住宅の建設</td> </tr> <tr> <td>住宅金融支援機 構東海支店</td> <td>2 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 住宅対策 1 市における措置 自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p>(追加)</p>	区 分	機関名	主な措置	第2節 住宅対策	市	1 応急仮設住宅の建設	住宅金融支援機 構東海支店	2 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等	<p>173</p>	<p>第1章 民生安定のための緊急措置 基本方針 <u>暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</u></p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1665 394 2724 695"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 被災住宅等の復旧相談</td> </tr> <tr> <td>住宅金融支援機 構東海支店</td> <td>2 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等</td> </tr> <tr> <td>第3節 暴力団等への 対策</td> <td>市</td> <td>1(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1(2) 公の施設からの暴力団排除</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 住宅等対策 1 市における措置 <u>(1) 災害公営住宅の建設</u> 自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。 <u>(2) 被災住宅等の復旧相談</u> 被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。</p> <p>第3節 暴力団への対策</p> <table border="1" data-bbox="1647 1060 2724 1108"> <tr> <td>実施担当</td> <td>関係各課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置 <u>(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除</u> 復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。 <u>(2) 公の施設からの暴力団排除</u> 被災者支援施策として県及び市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。</p>	区 分	機関名	主な措置	第2節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 被災住宅等の復旧相談	住宅金融支援機 構東海支店	2 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等	第3節 暴力団等への 対策	市	1(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1(2) 公の施設からの暴力団排除	実施担当	関係各課
区 分	機関名	主な措置																					
第2節 住宅対策	市	1 応急仮設住宅の建設																					
	住宅金融支援機 構東海支店	2 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等																					
区 分	機関名	主な措置																					
第2節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 被災住宅等の復旧相談																					
	住宅金融支援機 構東海支店	2 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等																					
第3節 暴力団等への 対策	市	1(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1(2) 公の施設からの暴力団排除																					
実施担当	関係各課																						
<p>第2章 公共施設等災害復旧対策 第1節 公共施設等災害復旧事業 2 災害復旧事業の種類 (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業</p>	<p>177</p>	<p>第2章 公共施設等災害復旧対策 第1節 公共施設等災害復旧事業 2 災害復旧事業の種類 (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業</p>																					